

平成30年第5回美幌町議会定例会会議録

平成30年 6月19日 開会

平成30年 6月21日 閉会

平成30年 6月21日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 同意第 2 号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 6 1 号 動産の取得について〔発電機〕
- 日程第 4 議案第 6 2 号 動産の取得について〔東陽小学校教育用コンピュータ機器〕
- 日程第 5 議案第 6 3 号 動産の取得について〔美幌町民会館設備用備品等(家具・什器)〕
- 日程第 6 議案第 6 4 号 動産の取得について〔美幌町民会館設備用備品等(電気機器)〕
- 日程第 7 議案第 6 5 号 動産の取得について〔美幌町民会館舞台設備用備品(コンサートグランドピアノ)〕
- 日程第 8 議案第 6 6 号 工事請負契約の締結について〔美幌町スポーツセンター耐震改修工事〕
- 日程第 9 議案第 6 7 号 工事請負契約の締結について〔美幌下水終末処理場水処理施設電気設備更新工事〕
- 日程第 10 議案第 6 8 号 美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 11 議案第 6 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 12 議案第 7 0 号 美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 13 議案第 7 1 号 美幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議案第 7 2 号 美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 15 議案第 7 3 号 美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 16 議案第 7 4 号 美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 7 5 号 美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 7 6 号 美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第 7 7 号 平成 30 年度美幌町一般会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 20 議案第 7 8 号 平成 30 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 21 議案第 7 9 号 平成 30 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 22 議案第 8 0 号 平成 30 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 23 意見書案第 1 号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書について
- 日程第 24 意見書案第 2 号 国の責任による 35 人以下学級の前進を求める意見書について

- 日程第 2 5 意見書案第 3 号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書について
- 日程第 2 6 意見書案第 4 号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書について
- 日程第 2 7 意見書案第 5 号 2 0 1 9 年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 2 8 意見書案第 6 号 平成 3 0 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第 2 9 報告第 9 号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 日程第 3 0 報告第 1 0 号 例月出納検査報告について（2 月～4 月分）
- 日程第 3 1 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番 高 橋 秀 明 君	2 番 大 江 道 男 君
3 番 新 鞍 峯 雄 君	4 番 上 杉 晃 央 君
5 番 稲 垣 淳 一 君	6 番 戸 澤 義 典 君
7 番 早 瀬 仁 志 君	8 番 岡 本 美代子 君
9 番 坂 田 美栄子 君	副議長 1 0 番 吉 住 博 幸 君
1 1 番 橋 本 博 之 君	1 2 番 中 嶋 すみ江 君
1 3 番 古 舘 繁 夫 君	議 長 1 4 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長 平 野 浩 司 君
監 査 委 員 高 木 清 君	教 育 長

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 平 井 雄 二 君	総 務 部 長 広 島 学 君
民 生 部 長 高 崎 利 明 君	経 済 部 長 矢 萩 浩 君
建設水道部長 石 澤 憲 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
会 計 管 理 者 橋 本 美 典 君	事 務 連 絡 室 長 中 村 敏 文 君
総 務 主 幹 小 室 保 男 君	庁 舎 建 設 主 幹 遠 國 求 君
防災危機管理主幹 河 端 勲 君	ま ち づ くり 主 幹 田 中 三 智 雄 君
政 策 主 幹 小 室 秀 隆 君	財 務 主 幹 中 尾 亘 君
契約財産主幹 大 場 正 規 君	税 務 主 幹 関 弘 法 君
環境生活主幹 渡 辺 靖 行 君	児 童 支 援 主 幹 多 田 敏 明 君
福 祉 主 幹 遠 藤 明 君	健 康 推 進 主 幹 武 田 孝 司 君

農政主幹 佐々木 齊 君
 耕地林務主幹 伊成 博 次 君
 観光主幹 那須 清 二 君
 施設管理主幹 中沢 浩 喜 君
 水道主幹 御田 順 司 君
 地域医療連携主幹 高山 吉 春 君
 教育部長 田村 圭 一 君
 学校給食主幹 岩田 憲 次 君
 町民会館建設主幹 斉藤 浩 司 君
 博物館主幹 鬼丸 和 幸 君
 選挙管理委員会事務局長 谷川 明 弘 君
 監査委員室長

みらい農業センター主幹 午来 博 君
 商工主幹 後藤 秀 人 君
 建設主幹 川原 武 志 君
 建築主幹 西 俊 男 君
 病院総務主幹 菅 敏 郎 君
 事務連絡室次長 志賀 寿 君
 学校教育主幹 以頭 隆 志 君
 社会教育主幹 露口 哲 也 君
 スポーツ振興主幹 浅野 謙 司 君
 農業委員会事務局長 酒井 祐 二 君

○議会事務局出席者

事務局 局長 藤原 豪 二 君
 議事係 長 橋 本 勝 君

次 長 佐藤 和 恵 君
 議 事 係 新 田 麻 美 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成30年第5回美幌町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番古舘繁夫さん、1番高橋秀明さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 同意第2号

○議長（大原 昇君） 日程第2 同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） それでは議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員、池功司氏は、平成30年6月27日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、池 功司氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げます。

どうかよろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第3 議案第61号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第61号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の3ページをお開きください。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第61号動産の取得について、次の

とおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第61号関係。

動産の取得について、堤内排水対策用発電機8台の購入であります。

納入場所、美幌町字報徳79番地の4。

動産の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日、平成30年5月31日。

指名業者名は、株式会社戸田機械店ほか記載の7社であります。

取得金額、2,408万4,000円。参考であります。消費税抜きの額は2,230万円。

落札率は68.1%であります。

取得の相手方、網走郡美幌町字西1条北4丁目1番地、株式会社戸田機械店、代表取締役戸田哲也であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は平成30年9月28日であります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 一つだけ、公表できるものであればお教え願いたいという趣旨でお尋ねします。

この発電機の製造メーカーを発表できるものであれば、お教え願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（中沢浩喜君） メーカーにつきましては、デンヨーの発電機でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第62号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第62号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第62号動産の取得について御説明を申し上げます。

議案書の4ページをごらんください。

議案第62号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明をさせていただきますので、参考資料の2ページをお開きください。

資料2、議案第62号関係。

東陽小学校教育用コンピューター機器でございます。

平成20年度、平成21年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度に導入しておりました東陽小学校教育用コンピューター機器につきまして、前回の導入から10年から4年が経過し、経年劣化により、ハードディスクやディスプレイなどに不調を来していることから、今年度更新をさせていただくものでございます。

納入場所は、美幌町字栄町3丁目6番地、美幌町立東陽小学校でございます。

動産の概要でございますが、タブレット

型パソコン36台、富士通製で、教師用が1台、児童用が35台でございます。

サーバー1台につきましても富士通製でございます。

プリンターにつきましては、カラーインクジェットプリンターがエプソン製で、A3ノビ対応が1台、モノクロレーザープリンターがキャノン製で、A4対応が2台でございます。

ソフトウェアでございますが、ジャストスマイルクラス2一式、ジャストシステム社製とICT活用教育支援ソフト一式、スカイ社製でございます。

ジャストスマイルクラス2につきましては、動画ツール、学習情報活用教材、ワープロなどを搭載したソフトウェアでございます。

ICT活用教育支援ソフトにつきましては、タブレット端末を授業で使いやすく制御するソフトウェアでございます。

なお、それぞれの仕様及び機能などは記載のとおりでございます。

入札年月日は、平成30年5月31日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の9業者でございます。

取得の金額は、978万4,800円で、落札率は95%でございます。

取得の相手方、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳でございます。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、契約の日から90日とするものでございます。

本日、議決をいただき契約をした場合は、9月18日が90日目となります。

以上、御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） タブレット型パソコン、児童用35台ということですが、差し支えなければ、1台どれぐらいで契約されるのか、単価を税抜でも税込みでもよろしいかと思いますが教えてください。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） ただいまの上杉議員の御質問でございますが、入札のほうは総体の金額として札を入れていただきますので、1台幾らという部分の単価についてはわかりかねますので、御了承をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今さらながらという感じなのですが、例えば、小学校で何年生ぐらいから、どういう授業で何時間ぐらい使用するのか、正確でなくてもいいのですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

コンピューターを活用した学習の時間の関係でございますが、基本的には、3年生から4年生で総合的な学習の時間におきまして15時間程度で、基本的な操作方法を学習しております。

それから、5年生、6年生につきましても、総合的な学習で15時間程度を活用しております。ポスター、それから、チラシなど行事案内などの作成をしているところでございます。

その他の教科といたしましては、全体で20時間程度ということで、社会科などの調べ物の学習に活用をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第62号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第63号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第63号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第63号動産の取得について御説明を申し上げます。

議案書の5ページをごらんください。

議案第63号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明をさせていただきますので、参考資料の3ページをお開きください。

資料3、議案第63号関係。

美幌町民会館設備用備品等（家具・什器）でございます。

9月1日に改築オープンを予定しております美幌町民会館の備品購入に当たりまして、議決をいただきたいというものでございます。

納入場所は、美幌町字東2条北4丁目9番地、美幌町民会館でございます。

動産の概要でございますが、参考資料の4ページの椅子台車から7ページのピアノ昇降台まで100品目1,180点でございます。

入札年月日は、平成30年5月31日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の7業者でございます。

取得の金額は、4,363万2,000円で、落札率は95.9%でございます。

取得の相手方、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳でございます。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、平成30年8月24日でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第63号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第64号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第64号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第64号動産の取得について御説明を申し上げます。

議案書の6ページをごらんください。

議案第64号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとす

る。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 8 ページをお開きください。

資料 4、議案第 6 4 号関係。

美幌町民会館設備用備品等（電気機器）でございます。

この備品につきましても、議案第 6 3 号と同様に美幌町民会館の備品の購入ということでございます。

納入場所は、美幌町字東 2 条北 4 丁目 9 番地、美幌町民会館でございます。

動産の概要でございますが、参考資料 9 ページのソースフォー用デザイナーズパターンから 10 ページのマイクケーブルまで、35 品目 202 点でございます。

入札年月日は、平成 30 年 5 月 31 日。

指名業者は、有限会社スズキ電器ほか記載の 12 業者でございます。

取得の金額は、887 万 8,215 円で、落札率は 97.1%でございます。

取得の相手方、網走郡美幌町字仲町 1 丁目 5 番地、有限会社スズキ電器、代表取締役鈴木将晋であります。

契約保証金、免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

納入期限は、平成 30 年 8 月 24 日でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

5 番稲垣淳一さん。

○5 番（稲垣淳一君） 指名業者 13 社とありますが、電気機器ということでございます。それで、皆さんもちろん町内の業者で、私も概要は存じておるのですが、電気店が参加するのはよくわかるのですが、そのほか金物屋さんとか、事務器屋さんとかという名前があるのですが、指名業者の選定理由をお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） ただいまの選定理由の関係でございますが、この指名業者につきましては、町に登録されております業者の中から、電気機器を取り扱い品目として町のほうに届け出していただいている業者、その中の記載の 13 社を今回指名しているということでございます。

○議長（大原 昇君） 5 番稲垣淳一さん。

○5 番（稲垣淳一君） 要は、自分はこれを取り扱えるというふうに申請があればやれるということで、その業者さんが実際に、実際といいますか、もちろん納品ができるという理由があって登録しているのでしょうか、その仕事に普段かかわっている、かかわっていないは、大した理由ではないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） かかわり方というのでしょうか、あくまでも、業者の方がこれについては取り扱えるという届け出に基づいて登録しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4 番上杉晃央さん。

○4 番（上杉晃央君） 先ほど、備品ごとの価格のことをお尋ねしたのですが、今回の契約も、単品ごとの金額がわからなくて一括で契約しているのかどうか、その辺の状況をお尋ねします。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） 先ほどの議案第 6 2 号と同様に、町のほうとしましては、単品ごとで品物を示してございますが、入札、札を入れていただく金額に対しましては、総体の金額として取り扱っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4 番上杉晃央さん。

○4 番（上杉晃央君） そうすると、購入

した後、町の規定に基づいて備品の登録をいたしますが、そのときに単品ごとの金額というのは、町側でどういうふうにして定めるのでしょうか。これは機器類ですから一緒に壊れません。

そうなってくると、それぞれの単品ごとの単価というのが、町のほうではどういうふうにして調べて、備品の登録の際に、例えば、一括で登録したとしても、壊れる部分は先に壊れる備品が出てきたら、それは当然削除することになります。そのときに、購入金額がわからないと、私は疑問に感じたので、その辺の処理はどういうふうになるのかお教えてください。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） 備品登録ということですが、今、私の認識としましては、恐らく一式で、別紙で単品ごとの明細、個数とかが出てきて、金額につきましては、1式というようなことで認識しておりますが、これが本当にどうかというのは、今お答えしかねますので、御了承をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 理解できないので、実際に先ほど言った事例で、ある備品が壊れて使えなくなったという場合に、当然、そこの購入した物品の価格ということが変わってきます。

それを町のほうは、備品管理上どのように把握して、どのような事務処理をするのか、今わからなくても結構ですから、後ほどどういう処理を実務上しているのかお教えてください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 備品登録をすることになりますので、それらは議員おっしゃるとおり、処分する年度が変わってくるのだらうというふうに思いますので、今回、契約金額に基づきまして、それぞれの内訳書をいただいた中で、備品登録をして

いくという形で整理をすることになろうというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 9ページの1番下、バキュームのことについてお聞かせ願いたいと思うのですが、どういう場面でお使いになるのか、早合点で失礼だと思うのですが、清掃業務は委託に出すということになっているかなと思っていますし、あえて業務量、面積が広いから家庭用では対応がとれないとは思いますが、このバキュームを買った上でどのような運用を考えているのか、もし業者の清掃業務に使うのであれば、清掃業務で機器を持ち込むのは、私は清掃業務の委託費に含まれるものだというふうに単純に思うものですから、この必要性和使い道という観点でお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（斉藤浩司君） ただいまの御質問の掃除機の水バキュームでございますが、町民会館につきましては、多くの宴会等が旧館の時代から行われております。その際には、夜間10時以降終わった後は清掃業者の職員は帰っておりますので、夜間職員が清掃を行っております。

実際に、宴会後に行われた床の清掃については、職員が行っておりまして、今回につきましても宴会が行われる中ホール、和室等の床部分がフローリングではなく、布製ということで、水バキュームによって、直ちにこぼしたビールや醤油をふき取りたいということで、購入させていただきたいということであります。

基本的に夜間、朝まで清掃業者を待つと染み込みますので、夜間勤務終了後、10時ぐらいから職員が実際に清掃を行っているため、使用したいということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第64号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第65号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第65号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第65号動産の取得について御説明を申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

議案第65号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の11ページをお開きください。

資料5、議案第65号関係。

美幌町民会館舞台設備用備品（コンサートグランドピアノ）でございます。

平成29年度に御寄附をいただきました財源をもとに、美幌町民会館舞台設備用のコンサートグランドピアノ一式を新規に購入するものでございます。

納入場所、美幌町字東2条北4丁目9番地、美幌町民会館でございます。

動産の概要でございますが、規格はスタインウェイ&サンズ社ドイツ、ハンブルグ

工場製、モデルD-274、黒色艶出し塗装仕上げ、アイボプラスト鍵盤でございます。

数量は1台で、附属品は記載のとおりでございます。

取得の方法は、随意契約。

見積書提出年月日は、平成30年5月28日でございます。

取得の金額、2,408万4,000円でございます。

取得の相手方は、釧路市暁町5番23号、株式会社井関楽器、代表取締役井関誠二でございます。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、平成30年8月31日でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第66号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第66号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第66号

工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをごらんください。

議案第 6 6 号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 1 2 ページをお開きください。

資料 6、議案第 6 6 号関係。

工事請負契約の締結について、美幌町スポーツセンター耐震改修工事でございます。

工事の場所、美幌町字大通南 5 丁目 8 番地、美幌町スポーツセンターでございます。

工事の概要であります、耐震補強工事、内部改修工事、外部改修工事、鋼製建具改修工事、電気設備工事、機械設備工事の 6 工事で、内容につきましては記載のとおりでございます。

入札年月日は、平成 3 0 年 5 月 3 1 日。

指名業者は、株式会社三共後藤建設ほか記載の 6 業者でございます。

契約金額は、2 億 3, 4 3 6 万円で、落札率は 9 8. 4 %でございます。

契約の相手方、網走郡美幌町字鳥里 4 丁目 5 番地の 2 5、株式会社三共後藤建設美幌支店、取締役支店長田中和明でございます。

契約保証金、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期につきましては、本契約後、平成 3 1 年 3 月 1 5 日まででございます。

本日議決をいただきまして、契約をいたしますと 2 6 8 日間となります。

以上、御説明を申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 6 6 号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 6 7 号

○議長（大原 昇君） 日程第 9 議案第 6 7 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の 9 ページをお開き願います。

工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

議案第 6 7 号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 1 3 ページをお開き願います。

資料 7、議案第 6 7 号関係。

工事請負契約の締結について。

美幌下水終末処理場水処理施設電気設備更新工事であります。

工事の場所、美幌町字報徳 7 9 番地の 1。

工事の概要は、水処理施設電気設備の更新で、記載のとおりであります。

入札年月日、平成 3 0 年 5 月 3 1 日。

指名業者名は、株式会社電建ほか記載の 5 社であります。

契約金額、7,279万2,000円。

参考であります、消費税抜きの金額は6,740万円、落札率は97.1%であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽184番地12、株式会社電建美幌支店、支店長飯坂伸一であります。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後、270日とするものであります。

本日議決をいただき、契約しますと、工期は平成31年3月18日となります。

以上、御説明申し上げました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第67号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第68号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第68号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の10ページになります。

議案第68号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するもので、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

資料8、議案第68号関係でございます。

今回の変更の目的につきましては、平成28年3月に、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とする美幌町過疎地域自立促進市町村計画を策定いたしました、平成30年度過疎債の起債申請に伴いまして、この計画に未登載である事業があるため、計画の一部変更を行おうとするものでございます。

変更内容でございますが、表の中の変更後の欄でございます。

事業内容、豊栄地区営農用水整備事業など、五つの事業について、今回計画に登載をしようとするものでございます。

根拠法令につきましては、過疎地域自立促進特別措置法でございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第68号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 6 9 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 1 議案第 6 9 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案 1 2 ページでございます。

議案第 6 9 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、美和・栄森辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるものでございます。

内容につきましては、1 3 ページになります。

今回の計画につきましては、前回策定の美和・栄森辺地総合整備計画が平成 2 9 年度末で計画終了となったことから、引き続き、整備計画書を策定するもので、平成 3 0 年度から平成 3 4 年度までの 5 カ年の整備計画でございます。

計画書の内容でございますけれども、3 の公共的施設の整備計画でございます。

5 カ年の計画でございますけれども、まず、個別排水処理施設を 5 基を予定をしての計画でございます。

続きまして、道営土地改良事業負担金につきましては、中央美和地区及び美幌昭美地区を予定をしての事業費でございます。

その下のスクールバスにつきましては、栄森線として利用しているバスの更新を予定しての計画でございます。

これらの事業の 5 カ年の計画の策定でございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 6 9 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 7 0 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 2 議案第 7 0 号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案 1 4 ページでございます。

議案第 7 0 号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の 1 5 ページをお願いいたします。

資料 9 でございます。

議案第 7 0 号関係。

改正目的でございますが、美幌町空家等対策協議会の設置に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、まず 1 点目が、空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画を作成するに当たり、計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第 7 条に基づく美幌町空家等対策協議会を、町

の附属機関として設置するための改正でございます。

2点目につきましては、関連条例の改正、附則の改正でございますけれども、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に、美幌町空家等対策協議会委員の報酬を追加するものでございます。

なお、委員につきましては、10名、任期2年で予定をしております。

本年度につきましては、計画の策定などを行おうとするものでございます。

改正に係ります新旧対照表を16ページに添付をさせていただいております。

根拠法令等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法。

施行日につきましては、公布の日でございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第70号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第71号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第71号美幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案16ページでございます。

議案第71号美幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の17ページをお開き願います。

資料10、議案第71号関係でございます。

改正の趣旨でございますけれども、人事院規則の一部改正に伴いまして、夜間看護業務等手当の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、夜間看護業務等手当につきまして、深夜勤務、午後10時から午前5時、現行の6,800円を7,300円に、また、2時間以上4時間未満の場合、現行2,900円を3,100円に、2時間未満の場合、現行2,000円を2,150円にそれぞれ改正を行おうとするものでございます。

なお、新旧対照表を18ページに添付をさせていただきます。

根拠法令等につきましては、記載のとおりでございます。

施行日につきましては、公布の日でございますけれども、平成30年4月1日からの適用ということで実施を図るものでございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第71号美幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正

する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 7 2 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 4 議案第 7 2 号美幌町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案 1 7 ページになります。

議案第 7 2 号美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の 1 9 ページをお開きいただきたいというふうに思います。

資料 1 1、議案第 7 2 号関係でございます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございまして、改正の内容のまず一つ目の個人町民税につきましては、大きく 3 点の改正でございます。

1 点目につきましては、給与所得及び公的年金等の控除について 1 0 万円を引き下げ、その分基礎控除を同額の 1 0 万円引き上げる振りかえを行うものでございます。

これによりまして、特定の収入にのみ適用されていた控除を、どのような所得にも適用される制度とするものでございます。

2 点目につきましては、基礎控除の見直しで、高所得者の所得金額に応じた段階的

削減で、2,400 万円を超え、2,500 万円以下の所得者を対象として、控除額を参考資料の 1 9 ページ下段の囲みに記載の控除額としようとするものでございます。

以上、2 点についての施行日につきましては、平成 3 3 年 1 月 1 日でございます。

それから 3 点目が、2 0 ページになりますが、年金所得者の配偶者特別控除の申告について、年金報告書により確認可能なものの申告を不要とするものでございます。

これは、施行日が平成 3 1 年 1 月 1 日でございます。

次に、2 の法人町民税につきましては、資本金 1 億円を超える法人等に対します電子申告の義務化を図るもので、施行日につきましては、平成 3 2 年 4 月 1 日でございます。

3 の固定資産税・都市計画税につきましては、2 点の改正でございます。

1 点目は、特定再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例措置を種別、規模によりまして 2 分の 1 から 4 分の 3 とするものでございます。

2 点目につきましては、生産性向上特別措置法に基づき、本町が策定をいたします導入促進基本計画に適合し、生産性の向上につながる機械、装置等について、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までに取得したものに係ります固定資産税の課税標準を、最初の 3 年間に限りゼロとする課税標準の特例措置を設けるものでございます。

以上、固定資産税の改正につきましては、平成 3 0 年 7 月 1 日の施行日でございます。

次に、4 のたばこ税についてでございますが、まず、加熱式たばこの区分を設け、国のたばこ税と同様の内容に移行するため、課税方式の見直しを行い、平成 3 0 年 1 0 月から 5 年間をかけて、段階的に移行するための改正でございます。

また、従来より課税をされておりますたばこ税につきましては、1 本当たり 1 円を

3年かけて計3円の引き上げを行うための改正でございます。

また、旧3級品においても、平成31年4月1日より、旧3級品以外のたばこと同額とすることとしていたものを、期限を平成31年10月1日といたしまして、金額についても、今回改正のたばこ税と同額の1,000本あたり5,692円とするものでございます。

施行日につきましては、平成30年10月1日でございます。

なお、改正に係ります新旧対照表を22ページから38ページに添付をしております。

根拠法令等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いをいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第72号美幌町税条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第73号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第73号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の32ページをお開き願います。

議案第73号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の39ページをお開き願います。

資料12、議案第73号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準に準じて条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、1点目に、規定の明確化として、現在、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格としておりますが、取り扱いを明確にするため、教育職員免許法に規定する教員免許状を有する者に改正するものであります。

2点目は、資格要件の拡大で、放課後児童支援員の基礎資格として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を追加するものであります。

新旧対照表は40ページでございます。

根拠法令等は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で、施行日は公布の日であります。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 1のところの改

正内容だけ見れば、今美幌でやっていることが教職員の免許ということについて、どの程度足りないとか、できなくなるのかと思いますけど、この資格要件の拡大というところを見れば、今の現状のままでいいのかと思うのですが、今度新しく採用する方が、1の規定にならなければ採用できないということになるのでしょうか、その辺伺います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今回の規定の明確化という部分につきましては、今まで、教諭となる資格を有する者という部分が、教育職員免許法に規定する教員免許状を有する者にかわったというのは、有効期限が切れたものの教員免許状を有する者もはっきりしないとか、区分が紛らわしいということで、今回、明確に教員免許状を有する者を資格要件とするというふうに改めるものでございまして、今まで臨時免許状だとか、特別免許状を有している者はどうなのかという部分もありましたので、今回は免許状を有する者とし、臨時免許状を有する者も対象にしますという形のものとございます。

今回改正されますと、全ての新規採用とか、これから採用する部分は免許状を有する者を資格要件とするものでございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） この放課後児童健全育成事業というのは、学童保育かと思うのですが、今言ったように新規採用する方は、教員の免許を持たれた方でないといけないという受けとめ方をしたのですが、誤ってますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 大変申しわけありません。

今回、基準は10項目で、新しく10号もふえておりますが、項目は10項目あり

まして、今回改正する部分につきましては、第9条の第4号の部分の規定ということでございますので、第9条には第1号から今回追加します第10号までありまして、保育士の免許を有する者だとか、学校教育法の規定による大学で専攻する学科、規定となる学科を卒業したものとか、高等学校卒業以上で2年以上放課後健全育成事業等に類似する事業に従事したものとかという形で、10項目の規定がありますので、新しく採用する者も免許状を有したものであっても大丈夫ですし、保育士の免許を持っているものも対象になるものですので、今回改正になる部分以外にも、資格となる基準を持っていれば採用できるという形になりますので御理解願います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第73号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議案第62号の動産の取得について、上杉議員より御質問のあった件について、再答弁の申し出がありますので、発

言を許します。

契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） 先ほど、議案第62号動産の取得についてにおきまして、上杉議員の御質問で、タブレット型パソコン1台の金額のお尋ねの際、総体の金額で契約していることから個々の金額はわからないと御答弁いただきましたが、入札の際、個々の内訳書を提出していただいております。

そのことから、お尋ねのタブレット型パソコン1台当たりの金額は、消費税を含みまして児童用で1台8万9,397円となっておりましたので、御訂正をお願いいたします。

大変申しわけございませんでした。

○議長（大原 昇君） この件について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第74号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第74号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の33ページをお開き願います。

議案第74号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の41ページをお開き願います。

資料13、議案第74号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。介護保険法の改正に伴い、サービス利用者から徴収する手数料等を改正するものであります。

改正内容は、短期宿泊利用サービス事業に係る利用者手数料について、介護保険法改正に準じて、一定の所得を有する利用者の3割負担を加え、法改正に伴う引用条文を改正するもので、改正内容は、42から44ページに記載のとおりでございます。

新旧対照表につきましては、45から54ページを御参照願います。

根拠法令等は、介護保険法、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に係る基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準で、施行日は平成30年8月1日であります。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第74号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第75号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第75号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の４１ページをお開き願います。

議案第７５号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の５５ページをお開き願います。

資料１４、議案第７５号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、都道府県は当該都道府県内の市町村とともに、国民健康保険を行う法の施行により、国民健康保険制度の都道府県単位化に関する国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、「町が行う国民健康保険」の文言を「町が行う国民健康保険の事務」に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、５６ページを御参照願います。

根拠法令等は、国民健康保険法施行令で、施行日は公布の日であります。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第７５号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第７６号

○議長（大原 昇君） 日程第１８ 議案第７６号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の４２ページをお開き願います。

議案第７６号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の５７ページをお開き願います。

資料１５、議案第７６号関係であります。

改正目的であります、ソフトボール場が網走川河畔公園から旧美幌中学校へ移設することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります、ソフトボール場が網走川河畔公園から旧美幌中学校へ移設することに伴い、美幌町都市公園条例で規定している「、網走川河畔公園ソフトボール場及びゲートボール場」を「及び網走川河畔公園ゲートボール場」に改めようとするものであります。

施行日は、公布の日からであります。

なお、参考資料の５８ページに改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第76号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第77号

○議長（大原 昇君） 日程第19 議案第77号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案43ページになります。

議案第77号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成30年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,735万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ109億8,427万4,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正により御説明を申し上げますので、46ページをお開きをいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の設定につきましては、防犯灯、街路灯などのLED化を図

るもので、まず上段につきましては、既存の防犯灯956灯、街路灯908灯、道路灯366灯の計2,230灯のLED化に伴う債務負担でございます。10年間のリースといたしまして、総額で4億6,526万4,000円で設置するものでございます。

リース期間につきましては、10年で平成31年2月からとなり、平成30年度支出額を除いた債務負担の限度額につきましては、4億5,751万円の設定でございます。

その下、下段のLED防犯灯借上料1,032万3,000円につきましては、今回のLED化に向け、各自治会より新設要望があった防犯灯95灯について、同じく10年間のリースとして、総額1,049万8,000円で設置をするものでございます。

さきの債務負担と同じく、リース開始が平成31年2月からで、平成30年度支払い額を除く1,032万3,000円について債務負担の設定を行うものでございます。

なお、今回の債務負担行為の設定につきましては、新設分が補助対象外であるため、2本に分けて設定を行うものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、52ページ、53ページをお開きいただきたいと思います。

2款、総務費の5目、企画費でございます。

政策推進事業費、非常勤職員報酬31万4,000円につきましては、8月に設置を予定しております美幌町空家等対策協議会委員に係る委員報酬で、委員10名を予定、報酬が必要な8名分7回の開催を予定しての計上でございます。

その下の、カントリーサインデザイン等作成委託料14万3,000円につきましては、町内に6カ所設置をされておりますカントリーサインのデザインを、現在のパラグライダーから変更するため、5種類のデ

デザインを作成するための委託料でございます。

次に、8目、住民活動推進費の業務等委託料、防犯灯等支柱設置・撤去業務委託料831万6,000円でございますが、債務負担行為で御説明を申し上げました、防犯灯などのLED化に伴う、既設の木柱、あるいは腐食している支柱の撤去及び新設に必要な支柱設置のための委託料で、100本を予定しての計上でございます。

その下の施設等借上料793万円につきましては、これも債務負担行為で御説明申し上げました、LED化に伴う平成30年度分の支出分でございます。

既設分として775万5,000円を、新設分95灯分でございますけれども、17万5,000円をそれぞれ、2月、3月の2カ月分の計上でございます。

続きまして、3款、民生費の障害福祉費、障害者福祉システムプログラム改修委託料22万7,000円につきましては、放課後等デイサービス事業制度改正に伴いますプログラムを改修するための委託料でございます。

4款、衛生費の3目、環境衛生費、墓地・霊園等管理事業、修繕料27万円につきましては、びほろ霊園のトイレ給水管漏水によります修繕を図ろうとするものでございます。

続きまして、6款農林水産業費、4目農業振興費でございます。

補助金で畑作構造転換事業補助金1,515万3,000円につきましては、この事業で実施をいたします、JAが事業主体のジャガイモシストセンチュウ抵抗品種でありますコナユタカ導入に係ります補助金として、134万9,700円。それと、二つの利用組合で省力作業機械導入を図るための補助金1,380万3,000円で、全額道費の補助金となっております。

次に、54ページ、55ページでございます。

7款商工費、3目観光費でございます。

負担金のまず、美幌町観光まちづくり協議会負担金70万円の増につきましては、協議会が実施をする事業への負担金でございまして、グリーンツーリズム開発として、星空観察会に20万円、農業体験推進事業に50万円をそれぞれ負担するものでございます。

それから、その下の美幌峠再発見実行委員会負担金60万円につきましては、女満別空港から美幌駅を経由いたしまして、美幌峠までの間を8月1日から9月30日までの62日間、1日1往復、バスを運行させるための負担金でございます。

続きまして、8款、土木費でございます。

土木管理事務費、修繕料13万7,000円の増につきましては、土木積算システム用パソコンに不具合が生じたため、修繕を行うものでございます。

その下の繰出金、公共下水道特別会計繰出金93万円の増につきましては、国道243号ツタヤ様前から美園団地に入る交差点に右折レーン新設に伴いまして、道路拡張により、現在、污水管が埋設されている箇所が歩道となることから、マンホールの高さ調整が必要なため、マンホール4基についてかさ上げを行うための経費について、財源調整のための繰り出しを行うものでございます。

それから、10款教育費、5目図書館費でございます。

消耗品費8万5,000円につきましては、昨年度収入いたしました寄附金、雑誌広告料を財源といたしまして、図書購入を図ろうとするものでございます。

その下の機械器具9万円でございすけれども、発売が延期となっておりました視覚障がい者用図書録音再生機1台の購入を図ろうとするものでございます。

続きまして、5項保健体育費、2目体育施設費でございます。

教育備品 100 万 1,000 円でございますけれども、4 月 9 日に網走市在住の高橋康弘様より、スポーツ振興に役立ててほしいと 100 万円の御寄附があったことから、トレーニングルームのランニングマシンを 1 台購入するものでございます。

その下の学校給食センター庁用備品 146 万円につきましては、平成 9 年に購入したおにぎり成形機が故障したため、更新を図ろうとするものでございます。

次に歳入でございます。

50 ページ、51 ページでございます。

1 番上の障害者総合支援事業費補助金 11 万 3,000 円につきましては、プログラム改修に伴います補助金でございます。

その下の畑作構造転換事業補助金につきましては、歳出で御説明申し上げましたジャガイモシストセンチュウの抵抗品種導入及び、省力作業機械の導入に係る補助金でございます。

その下の寄附金、保健体育費寄附金 100 万円につきましては、網走市在住の高橋様からの寄附金でございます。

それから繰入金、財政調整基金繰入金の増、2,109 万円につきましては、今補正に係ります財源を財政調整基金に求めるものでございます。

なお、平成 30 年度末の補正後の予定残高については、参考資料の 59 ページに添付しておりますので御参照いただければというふうに思います。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4 番上杉晃央さん。

○4 番（上杉晃央君） まず、53 ページの政策推進事業費の中のカントリーサインデザイン等作成委託料についてでございますが、具体的にどのような方法でデザインを決定するのか、何種類かデザイン案を示していただいて、その中から町が選べるの

か、その辺の手順と、それから、いつごろをめどに、このデザインが決定して、委託で張りかえになるのかについてお尋ねしたいと思います。

それから 55 ページの、観光振興事業費でございますけれども、観光まちづくり協議会の負担金の中で、農業体験で 50 万円というふうに先ほど御説明ありましたが、あわせて星空観察 20 万円ということで、具体的にこの中で、どのような形で事業とか、そういったものを行われるか内容がわかればお教えてください。

それから、その下の美幌峠再発見実行委員会負担金で、このルート自体、前のお話では、津別峠から藻琴山のほうまでのルート開発というお話を聞いておりましたけれども、具体的にそのルートというのが正式に、いつ認められて、もう既に認められているのかどうかわかりませんが、ルート自体がもう決められて、一定の環境省とかそういうところを含めて、国のほうで手続などをとって、既に実施できる状況なのか含めて、その辺の内容についても関連してきますので、御質問させていただきます。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） まず、1 点目のカントリーサインの関係でございます。

これにつきましては、まず、これからアンケートを行いたいと考えております。アンケートの中身でございますが、何をデザインの題材とするか、今でいけばパラグライダーとなっておりますが、その関係でアンケートの中身で、美幌峠がいいかどうかということ町の方の考えを示した中で、どのようなものがふさわしいかということのアンケートをまずとりたいと思っております。

その後、題材が決まったら、5 種類のデザインをプロの方にお任せするという形で、5 種類のデザインの中からまた、町民の方々の投票によって決めたいというよう

に考えているところでございます。

また、めどといたしましては、秋ごろまでには決めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） わかりました。

それで、アンケートは町民にするとと思うのですが、どういう年代層にお願いして、どのような方法でやるのかというのと、投票というのは、具体的にどのような方法でやるのか、その辺の詳細を御説明ください。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） アンケートの対象でございますが、まず、全町民を対象としたいというのが一つでございます。

また、対象を少し絞りたいというふうに考えておきまして、やはり、若い人たちのアイデアをというふうに考えてございますので、まず高校生、美幌高校の生徒さん全員ということが一つと、これから、中学生にも同じくアンケートをとりたいというふうには考えているところでございます。

これにつきましては、また今後依頼等もございしますので、その結果によって決めたいと思いますが、いずれにしても、若い人たちの意見を取り入れたいというふうに考えているところでございます。

具体的な投票でございますが、今のところ、公共施設に投票箱と、それと先ほど説明いたしました5種類程度のものを示しまして、1番から5番のうちのどのデザインがよろしいでしょうかというようなところで、例えば、1番、あるいは2番を投票する方もいらっしゃると思いますが、その中で大多数のものをデザインの候補として考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） 2点目の美幌

町観光まちづくり協議会負担金の今後具体的にどのように進めていくかということの御質問でございますけれども、今回のこの協議会の事業につきましては、基本的に農水省の補助事業により推進していくということになっておりまして、今回はその補助対象とならない部分に対し、それぞれの各団体から負担を求めるもので、美幌町としましては今回70万円を負担するというものでございます。

その中の一つ目の、グリーンツーリズム事業の中の星空テストモニター事業ということでございますが、先日の美幌新聞のほうでも記事が掲載されていたと思いますけれども、今回は、みどりの村におきまして、7月から8月の中で計4回、モニター事業を行う予定ということになっております。

今後においては、美幌峠などでの実施なども想定をしておりますけれども、その事業に対する備品等の購入に係るものとして、20万円を負担するものでございます。

2点目の農業体験の推進事業ということでございますけれども、これにつきましては、現在、みらい農業センターにおきまして、修学旅行生の体験受け入れなどを行っておりますけれども、今後、さらに受け入れ農家の拡大ですとか、旅行会社と連携して学校、それから来場者の誘致、また、その他美幌高校との交流連携も図っていく予定ということございまして、具体的には、今後開催されます北海道教育旅行説明会、相談会への出展ですとか、実際に旅行会社と連携して各事業の商品化、また、実際に、東京都内等で、プレゼンテーションですとか、プロモーションなどをしながら拡大を図っていくという予定になっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 詳しくわかりました。

それで、星空の関係で、先ほどモニターということで、みどりの村で年4回やるということで、そのために必要な備品というのは、どういうものを町で負担をして事業のために購入しようとしているのか内容がわかれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） 備品等の購入ということでございますが、具体的には、天体望遠鏡の購入ですとか、そのほか、マイク設備、その他スクリーン等の設置、そういったものを想定しております。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 3点目のお尋ねの美幌峠再発見実行委員会負担金の関係でございますが、こちらにつきましては、8月から9月までの間、女満別空港から美幌駅を経由して、美幌峠までのバスの運行に要する費用でございます。

議員お尋ねのありました、津別峠から藻琴山を結んでおります外輪山のトレイルルートと、こちらとはまた別の事業になっております。

こちらの事業につきましては、美幌町、津別町、大空町の3町広域観光協議会で行っている事業でありまして、今後、協議会の中で、環境省と関係者との協議を進めながら取り組んでいく状況でございますのでよろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私、勘違いしました。それで今、女満別空港から峠までのお客様を、8月、9月の2カ月間運ぶということでしたけれども、これは例えば、女満別に飛行機が1日5便ぐらい飛んできますけれども、どういう時間帯に着くお客様を、夜着く人は峠に運ぶということにならないような気はするのですけれども、その辺の運行計画がもしわかれば教えてください。

い。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） バスの運行計画でございますが、こちらにつきましては、ことしは1日1往復ということで、女満別空港から美幌峠までのバスは、朝の東京からの第1便が到着したところに合わせていき、帰りの分につきましては、午後から女満別空港に到着するような、時間設定で考えている状況であります。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 46ページ、もしくは、53ページでもよろしいのですが、まず1点目として、防犯灯のことについてお聞かせ願いたいと思います。

その趣旨は、防犯灯は、今まで自治会が設置しなさいという中で、先ほどの説明では、自治会の要望を受けて新設するのだという説明だったかと聞き及んでいます。

そういう観点から、防犯灯は今後も含めて、自治会の要望等があれば、行政のほうで設置してくれるものだと解釈していいのかどうかというのがまず1点。

同じ防犯灯の関連で二つ目です。

要するに、明かりを照らすわけですから、設置基準、隣の防犯灯から次の設置する距離というのでしょうか、例えば、電柱5棟全てに防犯灯をつけるわけではないと思うのですけども、あえて言えば、必要性という多少の幅を持って、確認をとれば防犯灯を設置してくれるという基準と言ったらいいのか、言葉に僕も困るのですが、そういう基準等があるのなら、一定の考え方があるのなら、事前に承知しておきたいというのが大きい項目の1点目。

次、大きい項目の2点目として、55ページ、美幌峠再発見実行委員会負担金の60万円ということで、説明が女満別空港から美幌駅を経由して峠に行く、帰りもその

ような考え方だと思うのですが、このバスがせっかく走っていただくわけですから、昇降できるという観点で、駅も重要な交通アクセスの場所だとは思っていますが、いささか駅というのは、ここは北2丁目ですけども、昇降という意味では、町内の少なくとも数カ所で昇降ができるのかできないのか、まずこれが1点目。

次に、2点目です。

飛行場に行きましたら、道東周遊しようということで、別なバスが美幌峠を一つの基地として走っているバスがあります。その基地という意味は、美幌峠で降りたら、弟子屈方面から来る、周遊するバスに時間を合わせて、運行会社は違うと思うのですが、バス会社が違うだろうと思うのですが、そういう連絡のよさがあるかなというふうに思っていますので、そこら辺、単独の飛行場から峠までのことを考えているのか、道東という感覚の連絡も考えているのか、そこら辺を思いとしてあれば、お聞かせ願いたいと思います。

以上2点。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 1点目の防犯灯の関係でございますけれども、従来、防犯灯については自治会のほうで設置をして、管理をいただくという形で進めておりましたが、今回、LED化を図る上において、自治会所有の防犯灯は全て町の所有ということで切りかえをさせていただいたところでございます。

そういった意味からも、今後、防犯灯の設置が必要な箇所については、町のほうで設置をしていくというような形になっていくというふうに考えてございます。

それから、防犯灯を設置に当たりましての基準でございますけれども、明確に何メートルという基準は設けておりません。

これは、付ける灯具によって、照度が違うので、明確な基準は設けておりませんけれども、これは自治会と協議を図りながら、

自治会として防犯灯が必要な路線、その中でどの程度の明かりを確保していくかというふうなことで設置をさせていただいているところでございます。

本来、明確な基準を持てばよいのですが、灯具によって照度が変わってくるので、その基準で行けば足りないところ、あるいは、多いところが出てくるので、その辺も調整を図りながら、自治会と協議をさせていただいて設置をしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大きい項目の1点目ということで、2回目、そうであれば、各自治会で、今後、防犯灯は認めればという前提がつくと思うのですが、美幌町、行政が設置してくれるということを、やはり共通した認識として、各自治会に教える必要があるかというふうに単純に思っていますが、私は広報などを見落としているかもしれませんが、そういう趣旨で自治会には連絡、今後の防犯灯は新設含めて美幌町が設置してあげますという趣旨の伝達というか、そういう方針をどういう形でお伝えしているのか、私の見落としもあるかもしれませんが、もし、そういうことを実行しているならお知らせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 防犯灯は、環境省の補助を使って実施をしているわけでございますけれども、導入に当たりまして、自治会連合会と一昨年から協議をさせていただいてございます。

その中で、防犯灯の行政の移行も含めて、各自治会のほうに全て連絡をとらせていただいて、内容等についても各自治会のほうにも全て説明済みでございますので、各自治会においては十分認識をされているものだというふうに認識をしております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん

ん。

○10番（吉住博幸君） 第2項目の答弁をお願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 美幌峠再発見実行委員会負担金の関係でございますが、町内で乗降できる場所といたしましては、美幌駅と陸橋、これは国道243号旧相生線の陸橋のところになります。せせらぎ公園と交差している場所、ここと峠の湯びほろ、この3カ所ということでございます。

また、このバスにつきましては、美幌峠で美幌峠から川湯温泉までの間は摩周観光協会が運営しておりますバスと連携している状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） そういうことを細かく教えてくれたら安心いたしました。

何を言いたかったのかというと、昇降の箇所ということでは、選定はなかなか難しいのしょうけども、せっかく美幌町のお金を使って、もちろんうたい文句は美幌峠ですけども、町なかに観光客の降る機会があること、また、飛行場に行くときにも使えるという仕組みを考えてくれているなということを確認できましたので、終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第77号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、13時15分といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第20 議案第78号

○議長（大原 昇君） 日程第20 議案第78号平成30年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の59ページをお開き願います。

議案第78号平成30年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

平成30年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、国道243号稲美交差点の改良工事に伴う、公共汚水マンホールの修繕を行うための増額補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,658万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、68、69ページをお開き願います。

3、歳出であります。

公共下水道管渠維持管理事業費、修繕料93万円の増であり、内容につきましては国道243号稲美交差点の改良工事に伴う、公共汚水マンホール4カ所の修繕であ

ります。

現在、污水管は国道２４３号北側、美幌貨物自動車様側に埋設しておりますが、交差点改良工事に伴い、道路拡幅により右折車線が新設されることとなり、埋設されている箇所が歩道部となることから、マンホールの高さ調整が必要となるものでございます。

なお、工事につきましては９月から１２月に実施予定とのことから、その工事にあわせて、マンホールのかさ上げを行おうとするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、６６、６７ページにお戻り願います。

２、歳入。

一般会計繰入金９３万円の増であり、今回の補正に伴う財源調整による増額であります。

以上、御説明申し上げました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第７８号平成３０年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第７９号

○議長（大原 昇君） 日程第２１ 議案第７９号平成３０年度美幌町水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の７１ページをお開き願います。

議案第７９号平成３０年度美幌町水道事業会計補正予算（第１号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第１条、平成３０年度美幌町の水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、ただいま公共下水道特別会計補正予算で御説明させていただいたものと同様、国道２４３号稲美交差点の改良工事に伴い、配水管の布設替工事を行うための増額補正を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第２条、平成３０年度美幌町水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

水道管路整備事業の増額で記載のとおりでございます。

資本的支出の補正。

第３条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、７２ページ、７３ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の資本的支出であります。

建設改良費の工事請負費、水道管路整備事業２，０６０万円の増額であります。

工事箇所、工事内容につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の６０ページ、Ａ３の折り込みになりますが、お開きを願いたいと思います。

資料１７、議案第７９号関係であります。

国道２４３号稲美交差点の改良工事に伴い、占用物件である水道管が支障となることから、配水管布設替工事を実施しようとするものであります。

現在、既設管は国道243号北側美幌貨物自動車様側の歩道部に埋設されておりますが、交差点改良工事に伴い、道路拡幅により右折車線が新設されることとなり、既設管の埋設位置が車道部となることから、移設が必要になったものであります。

工事概要は、既設管ダクタイル鋳鉄管、管径150ミリメートルを、配水用ポリエチレン管、管径150ミリメートルに布設替、延長につきましては、ヤマト運輸様とグリーンハイツ様の交差点から、近藤石材工業様、経済の伝書鳩様までの約320メートルであります。

なお、工事につきましては、交差点改良工事の始まる前、7月下旬に発注、実施しようとするものであります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第79号平成30年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第80号

○議長（大原 昇君） 日程第22 議案第80号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案81ページ

をお開き願います。

議案第80号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、夜間看護業務に当たる看護職員に対し支給する夜間看護業務等手当の改定に伴い、給与費の補正を行おうとするものでございます。

第1条、平成30年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の給与費の補正により職員給与費を91万3,000円増額し、9億7,586万5,000円にしようとするものでございます。

次に、82、83ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

給与費のうち手当等91万3,000円の増額補正は、看護職員の夜間看護業務等手当の改定に伴う増額補正でございます。

以上、御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 教えてください。

議案71号関係で承知はしていますが、夜勤手当500円、単純に何十人工でしょうか。500円で割り返せば何十人工かというのはわかるのですが、夜勤する方々は何名なのか、もちろん、病院ですから365日やっていると思いますが、細かく聞いて悪いですが、どういう計算式かお教え願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問でございますが、夜勤に従事される看護職員の方々は、1夜当たり5名ということになりますので、3階担当については3名、2階の担当については2名という構成で勤務しているところでございます。

これが365日になりますので、計算は、500円掛ける365日掛ける5名という形になります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第80号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第1号

○議長（大原 昇君） 日程第23 意見書案第1号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第24 意見書案第2号

○議長（大原 昇君） 日程第24 意見書案第2号国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 2 5 意見書案第 3 号

○議長（大原 昇君） 日程第 2 5 意見書案第 3 号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 2 6 意見書案第 4 号

○議長（大原 昇君） 日程第 2 6 意見書案第 4 号ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 2 7 意見書案第 5 号

○議長（大原 昇君） 日程第 2 7 意見書案第 5 号 2 0 1 9 年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決し

ます。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第２８ 意見書案第６号

○議長（大原 昇君） 日程第２８ 意見書案第６号平成３０年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出すること

といたします。

◎日程第２９ 報告第９号

○議長（大原 昇君） 日程第２９ 報告第９号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第９号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告についてはこれで終わります。

◎日程第３０ 報告第１０号

○議長（大原 昇君） 日程第３０ 報告第１０号例月出納検査報告について（２月～４月分）。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第１０号例月出納検査報告について（２月～４月分）はこれで終わります。

◎日程第３１ 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第３１ 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成30年第5回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 1時35分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員